



戸籍法の改正により5月1日から

窓口でのルールが変わります

戸籍は、国民の身分関係が記載される重要な帳簿です。ところが、最近、他人が勝手にうその届出をして、戸籍に真実でない記載がされる事件が発生しています。

今回の改正は、戸籍に真実でない記載の防止を図り、記載された個人情報を保護するため、届け出の際の本人確認や証明書の取得方法などを、法律上のルールとして明確にするためです。

《改正内容》

□ 結婚、離婚、養子縁組、養子離縁、認知の届出

- (1) 窓口に来られた方の本人確認を行なうことになります。(運転免許証、写真付の住民基本台帳カードなど)
- (2) 窓口で届け出本人の確認ができない場合には、確認できなかつた当事者に対して、届出が受理されこととを通知することになります。
- (3) 自身が窓口に来たことが確認ができない場合には、届出を受理しないように申し出をすることが

できるようになります。

□ 戸籍の証明書の取得要件及び手続き

- (1) 他人の戸籍の証明書を取得するには、正当な理由がある場合に限られます。また、請求書には、正当な理由があることを詳しく記載する必要があります。

- (2) 戸籍の証明書を請求する際は、窓口に来られた方の本人確認を行うことになります。また、代理人等が請求する場合は、代理権限等の確認を行うことになります。

問合せ 千葉地方法務局戸籍課

☎ 043(302)1316
市民窓口サービス係
(80)1141

無料「ご利用ください 送迎乗合いバス運行中

松尾自動車教習所が運行する送迎バスは運行コース内でどなたも無料でご利用いただけます。皆さんお気軽にご利用ください。

運行日 火曜日～土曜日(12月28日～1月3日を除く)
①時間を確認 ②乗りたい場所へ行き、バスが見えたら手をあげる

③目的地を告げる ④目的地に近づいたら早めに運転手に声をかける

主な通過場所と時刻

北回り発

南回り着

松尾自動車教習所

7時00分／13時00分
10時50分／16時50分

豊岡小学校

7時10分／13時10分
10時40分／16時40分

さんぶの森元気館

7時27分／13時27分
10時23分／16時23分

JR成東駅

7時48分／13時48分
9時48分／15時48分

南郷小学校

8時10分／14時10分
9時40分／15時40分

蓮沼郵便局

8時22分／14時22分
9時28分／15時28分

緑海保育所

8時32分／14時32分
9時18分／15時18分

一ト保健福祉センター

8時43分／14時43分
9時07分／15時07分

松尾自動車教習所

8時50分／14時50分
9時00分／15時00分

北回り着

南回り発

※バスが止まれない場所
交差点・曲がり角・横断歩道・踏み切りなどとその付近

その他運転手が危険と判断したとき

ホームページ

<http://www.matsuojikyo.jp/>